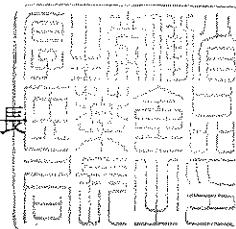




薬食発1120第7号
平成21年11月20日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



人工肺承認基準の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条第1項又は第19条の2第1項に基づく体外式膜型人工肺（以下「人工肺」という。）の製造販売承認申請（法第14条第9項（第19条の2第5項において準用する場合を含む。）に基づく承認事項の一部変更申請を含む。）に係る承認審査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係業者等に対する周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、米国医療機器・IVD工業会会长及び欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長あて送付することとしている。

記

1. 承認基準の制定

平成17年2月16日付け薬食発第0216002号「医療機器の製造販売承認申請について」に規定する承認基準として、人工肺に関する基準を別添のとおり定めるものであること。

2. 承認基準の不適合品の取扱いについて

本承認基準の「適用範囲」に該当する人工肺であって、当該承認基準に適合しないものについては、個別に、品質、有効性及び安全性が十分なものであることを示す資料が提出されたときには、当該資料に基づき審査を行うものであること。

3. 既承認品の取扱いについて

既に承認を受けている人工肺のうち、本承認基準に適合しないものについては、当該承認基準に適合させるための承認事項の一部変更承認申請を別途行う必要はないものとすること。

なお、この場合において、本承認基準に適合させる一部変更承認申請を除き、当該品目について今後行われる承認事項の一部変更承認申請は、平成17年2月16日付け薬食発第0216002号「医療機器の製造販売承認申請について」における承認基準なし（承認基準不適合）の取扱いとなることに留意すること。

4. 基本要件適合性チェックリストの取扱いについて

本承認基準の別紙2に示す基本要件適合性チェックリストの取扱いについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査においても、平成17年3月31日付け薬食機発0331012号「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」と同様の取扱いとすること。

人工肺承認基準

薬事法第2条の第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）別表第1第739号に規定する体外式膜型人工肺について、人工肺承認基準を次のように定め、平成21年11月20日から適用する。

人工肺承認基準

1. 適用範囲

クラス分類告示に規定する体外式膜型人工肺であって、ガス交換機能を有するもの、ガス交換機能と熱交換機能の両方を有するもの及び貯血槽の機能を有するものに適用する。ガス交換能について6時間までの性能を担保できる範囲に限る。

2. 技術基準

別紙1に適合すること。

3. 使用目的、効能又は効果

使用目的、効能又は効果は、開心術時、呼吸不全及び心肺不全の治療のため、に血液への酸素付加・炭酸ガスの除去を行うもの（血液の冷却・加温を行うもの及び貯血する槽を含む）であること。

4. 基本要件への適合性

別紙2に示す基本要件適合性チェックリストに基づき基本要件への適合性を説明すること。

5. その他

構造、使用方法、性能等が既存の医療機器と明らかに異なる場合については、本基準に適合しないものとすること。

別紙1

人工肺承認基準における技術基準

1. 適用範囲

この基準は、開心術時、呼吸不全及び心肺不全の治療を適応とし、滅菌済みで単回の、血液への酸素付加及び血液からの二酸化炭素除去を目的とする体外式膜型人工肺（以下、人工肺という。）のうち、既存品と同等性を有するものに適用する。

2. 引用規格

この基準は、下記の規格又は基準（以下「規格等」という。）を引用する。引用する規格等が下記の規格等と同等以上の場合には、本邦又は外国の規格等を使用することができる。

- ・JIS T 3230 人工肺
- ・JIS T 3231 人工心肺回路用貯血槽
- ・JIS T 0307 医療機器—医療機器のラベル、ラベリング及び供給される情報に用いる図記号

3. 定義

3.1 人工肺

肺の呼吸機能の補助又は代用として設計された体外循環用機器をいう。ガス交換機能を有するもの、ガス交換機能と熱交換機能の両方を有するもの、貯血槽の機能を有するものがある。また、3.7に示す構成部品を有するものがある。

例示

- ① ガス交換機能を有するもの
- ② ガス交換機能と熱交換機能の両方を有するもの
- ③ 上記①、②に加えて貯血槽、構成部品、貯血槽と構成部品の両方を有するもの

3.2 血液経路

臨床で使用する間、人工肺の血液が通過する部分をいう。

3.3 試験血液

ウシ又はブタから採取してヘパリン処理した全血又は生理食塩液で希釀した血液をいう。

3.4 ガス経路

臨床で使用する間、人工肺のガスが通過する部分をいう。

3.5 熱交換器

本基準においては人工肺の熱交換機能を有する部分に該当し、循環中の血液又はプライミング液の温度を制御する部分をいう。

3.6 热交換性能係数、R

热交換器の水流入口と人工肺の血液流入口の温度差に対する人工肺の血液流入口と血液流出口との血液の温度差の比率をいう。計算式は以下のとおりである。

$$R = \frac{B_{To} - B_{Ti}}{W_{Ti} - B_{Ti}}$$

ここに、 B_{To} : 人工肺の血液流出口における血液の温度(°C)

B_{Ti} : 人工肺の血液流入口における血液の温度(°C)

W_{Ti} : 热交換器の水流入口における水の温度(°C)

3.7 構成部品

人工肺に接続され、通常使用者によって分離できない部品をいう。血液ガス性状を測定するためのサンプリングライン（チューブに活栓が付いているもの）や貯血槽内の過陽圧状態を防ぐためのライン（チューブに陽圧開放弁が付いているもの）等がある。

3.8 操作可変範囲

機器の機能に影響を及ぼす制御部分の設定をいう。

3.9 血小板減少率

人工肺を組んでいる回路に含まれている血小板の減少率から、人工肺を使わない同様の対照回路での減少率を引いた数値の経時変化をいう。

3.10 血漿遊離ヘモグロビン生成

人工肺を組んでいる回路の血漿遊離ヘモグロビン濃度と、人工肺を使用しない同様の対照回路での濃度の差異の経時変化をいう。

3.11 白血球減少率

人工肺を組んでいる回路の白血球の減少率から、人工肺を使用しない同様の対照回路での減少率を引いた数値の経時変化をいう。

3.12 表示

記載、印刷、図表化又は電子化された次のものをいう。

—医療機器の容器及び包装に貼付されたもの。

—医療機器に同封されているもので製品識別に関係するもの。添付文書、技術的説明書及び取扱説明書。ただし、出荷案内書は含まない。

3.13 コーティング

原材料を製品表面に物理的又は化学的に接着させる又は染み込ませることをいう。また、構成部品として混合する処理も含む。

ただし、以下を施した場合は、本基準の適用外である。

—薬理効果（抗菌性、抗血栓性を含む）を期待したコーティング。

—既に承認されたコーティング原材料とは異なる化学構造式からなるコーティング。

—既に承認されたコーティングとは明らかに異なる効能・効果を期待したコーティング。

4. 要求事項

人工肺には、ガス交換機能を有するもの、ガス交換機能と熱交換機能の両方を有するもの及び貯血槽の機能を有するものがあり、対象となる製品の機能に応じて、以下の要求事項の適応非適応を定めること。なお、貯血槽及び構成部品に関する要求事項は4.6に従うこと。

また、試験は臨床で使用する状態に近い状態で行えばよく、例えば、ガス交換機能、熱交換機能、貯血槽及び構成部品の全ての機能を有する製品（一体型製品）においては、妥当な理由がある場合、全てが組み付けられた状態で試験を行えばよい。

4.1 物理的又は化学的要求事項

日本工業規格 JIS T 3230（人工肺）の5.2「物理的特性」による。

4.2 生物学的要求事項

日本工業規格 JIS T 3230（人工肺）の5.1「生物学的特性」による。

4.3 性能に関する要求事項

日本工業規格 JIS T 3230（人工肺）の5.3「性能特性」による。

なお、性能特性の同等性は、以下に示す既承認品の各性能値を比較対照として、JIS T 3230に示された試験により、以下の基準を用いて適合性を判断するものとする。測定値は、最高推奨血液流量で測定した値を用い、以下の基準を全て満たすこと。なお、臨床試験を目的として製造業者が指定した血液流量の操作可変範囲が、既承認品の範囲（0.1～8.0L/min）から外れる場合は、本基準に適合しないものとする。

a) ガス交換能及び経時的性能変化

JIS T 3230の5.3.1によるガス交換能及び5.3.4による経時的性能変化は酸素及び二酸化炭素を6時間後に測定を行うとき、各測定時間のガス交換能は単位流量あたりのガス移動量（単位：mL/min/L）で示したとき、酸素にあっては45mL/min/L以上、二酸化炭素にあっては38mL/min/L以上であること。そのときのガス流量は、血液流量と同一流量（V/Q=1.0）とする。

$$\text{単位流量あたりの酸素移動量(mL/min/L)} = \left(\frac{\text{SaO}_2 - \text{SvO}_2}{100} \times 1.34 \times \text{Hb} + 0.00314 \times (\text{PaO}_2 - \text{PvO}_2) \right) \times \frac{Qb}{100} \times \frac{1}{Qb2}$$

【参考（計算式）】

SaO₂ : A側血液酸素飽和度 (%)

SvO₂ : V側血液酸素飽和度 (%)

PaO₂ : A側血液酸素分圧 (mmHg)

PvO₂ : V側血液酸素分圧 (mmHg)

Hb : ヘモグロビン濃度 (g/dL)

Qb : 血液流量 (mL/min)

1.34 : ヘモグロビン酸素容量 (mL/g)

0.00314 : 酸素溶解度 at 37°C (v%/mmHg)

Qb2 : 単位血液流量 (L)

$$\text{単位流量あたりの炭酸ガス移動量} (\text{mL/min/L}) = \frac{CvCO_2 - CaCO_2}{100} \times \frac{Qb}{100} \times \frac{1}{Qb2}$$

$CvCO_2$: V 側血液二酸化炭素ガス含量 (mL/dL)

$CaCO_2$: A 側血液二酸化炭素ガス含量 (mL/dL)

Qb : 血液流量 (mL/min)

$Qb2$: 単位血液流量 (L)

b) 热交換能係数

JIS T 3230 の 5.3.2 による熱交換能係数は、6 時間後に測定を行うとき、0.43 以上であること。このときの冷温水流量は、最高推奨冷温水流量とする。

4.4 製造販売業者から提供される情報

製造販売業者は、別に定める事項（法定表示事項）以外に、以下の情報を提供する。

4.4.1 製品

人工肺には、次の事項を表示する。

- a) 血液、ガス、水の流れ方向（必要な場合）
- b) 貯血槽の最小および操作貯血量（該当する場合）

4.4.2 包装に表示する情報

4.4.2.1 一次包装

一次包装には、次の事項を表示する。

- a) 内容物
- b) 品番
- c) 無菌性及び非発熱性に関する記載
- d) 有効期限
- e) バッチ、ロット、又はシリアル番号
- f) “使用前に取扱説明書をお読み下さい”の記載、又は同等の内容の記載
- g) 特別な取扱い、又は保管条件
- h) “再使用禁止”の旨

4.4.2.2 二次包装

二次包装の場合には、次の事項を表示する。ただし、二次包装を用いず、一次包装を最小販売単位の包装として用いる場合は、次の事項を一次包装に表示する。

- a) 製造販売業者の氏名及び住所
- b) 内容物（入数を含む）
- c) 品番
- d) 無菌性及び非発熱性に関する記載
- e) 有効期限
- f) 特別な取扱い、保管条件又は開こん（梱）に関する指示

4.4.3 添付文書に記載する情報

流通単位ごとに、次の情報を記載した“添付文書”を附属する。

- a) 製造販売業者の氏名、住所及び電話番号又はファックス番号
- b) 品番
- c) 必要な附属機器
- d) 必要な特別又は独自の手順に関する指示（該当する場合）
- e) 補助又は操作用装置での人工肺の設置方向
- f) チューブ接続の設置、種類、及び締付け
- g) 追加の入口ポート又は出口ポートの位置及び目的
- h) 熱交換器（熱交換器部分）のプライミング及び操作手順
- i) プライミング手順
- j) 血液、ガス、水の流れ方向
- k) 通常使用時の一般的な操作手順
- l) 人工肺の術中交換に関する推奨手順
- m) 最高推奨血液流量及び最低推奨血液流量
- n) 一体型貯血槽を含む血液経路における最大及び使用時最小血液量
- o) 最大及び最小ガス流量
- p) 熱交換能係数
- q) 残血量
- r) ガス交換能（6時間を超えるガス交換機能については確認されていない旨を記載）
- s) 血液経路、水経路、及びガス経路における圧力限度（最高使用圧力）
- t) 要求に応じて、次の事項を提供できるという記載
 - 1) 滅菌方法
 - 2) 血液経路に使用されている原材料リスト
 - 3) 半透膜の血しょう漏れに関するデータ（該当する場合）
 - 4) 臨床使用を目的として製造業者が指定した最大血液流量における血液経路の圧力損失
 - 5) 臨床使用を目的として製造業者が指定した最大血液及びガス流量におけるガス経路の圧力損失
 - 6) 血球損傷に関する情報
 - 7) 人工肺からの微粒子放出に関する情報
 - 8) 提供されたデータの許容範囲

注記1 4.4.1～4.4.3の要件は、JIS T 0307に指定する適切な記号を使用することによってこれに替えてよい。

注記2 JIS T 0307に規定する主な記号の例を表1に示す。

表1—JIS T 0307に規定する主な記号の例

滅菌済み	再使用禁止	製造番号又は 製造記号	使用期限	注意、添付文書参照
STERILE		LOT		

4.4.4 添付文書で目立つように提供しなければならない情報

次の情報は、添付文書で、目立つように記載する。

- a)圧力限度
- b)流量限度
- c)血液量限度
- d)他の機器の制限

4.5 包装

4.5.1 一次包装

一次包装は、使用前に容易に破れるおそれがなく、微生物の侵入を防止することができ、通常の取扱い、輸送及び保管中に内容製品を適切に保護できるものとする。一度開封したら包装は簡単に再シールできず、開封されたことが容易に分からなければならない。

4.5.2 二次包装

二次包装は、取扱い、輸送及び保管中に内容製品を保護するために十分強いものとする。

4.6 その他

4.6.1 貯血槽（適用される場合）

貯血槽を有するものについては、日本工業規格 JIS T 3231（貯血槽）の5.1「生物学的特性」、5.2「物理的特性」、及び5.3「性能特性」による。

なお、貯血槽の性能の同等性は、以下に示す既承認品の各性能値を比較対照として、JIS T 3231に示された試験により、以下の基準を用いて適合性を判断するものとする。測定値は、最高推奨血液流量で測定した値を用い、以下の基準を全て満たすこと。なお、臨床試験を目的として製造業者が指定した血液流量の操作可変範囲が既承認品の範囲（0.1～8.0L/min）から外れる場合は、本基準に適合しないものとする。

JIS T 3231（貯血槽）の5.2「物理的特性」及び5.3「性能特性」は、以下に示した事項を満たすこと。

- a) 物理的特性（ソフトバッグ静脈血リザーバ及びシールドハードシェルリザーバの血液経路の耐圧性）
 - ・既承認・認証品目の規定値の1.5倍の圧に耐えること。
 - ・陽圧開放弁を設置するなど、陽圧がかからない構造となっている貯血槽においては、その旨を説明すること。

b) 性能（ボリューム表示、気泡除去性能、消泡特性）

- ・ボリューム表示：貯血槽に目盛りが施されていること。
- ・気泡除去性能及び消泡特性：空気を混入した血液を試験液とし、製造販売業者が規定した最大流量で 60 分間循環させ、泡立てた血液が貯血槽よりあふれ出ないこと。

4.6.2 構成部品（適用される場合）

構成部品を有するものについては、次の耐圧試験及び接続性試験に適合すること。

a) 耐圧試験

構成部品を人工肺に組み付けた状態で、最高使用圧力の 1.5 倍の圧力にて 6 時間保持し、構成部品自体及び構成部品と人工肺の接続部から漏れが無いこと。

b) 接続性試験

構成部品と人工肺の接続部は、15N の引張強度をかけるとき、15 秒間以上はずれないこと。

附属書（参考）

参考規格

- ・ ISO 7199:1996 , Cardiovascular implants and artificial organs - Blood-gas exchanger(oxygenators)
- ・ ISO 15674:2001 , Cardiovascular implants and artificial organs - Hard-shell cardiotomy/venous reservoir systems (with/without filter) and soft venous reservoir bags
- ・ JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部：評価及び試験
- ・ JIS T 14971 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
- ・ ISO 10993-11 Biological evaluation of medical devices — Part 11: Tests for systemic toxicity.
- ・ 平成 15 年 2 月 13 日付け医薬審発第 0213001 号「医療用具の製造（輸入）承認申請に必要な生物学的安全性試験の基本的考え方について（以下「生物学的安全性試験の基本的考え方」という。）
- ・ 平成 17 年 3 月 30 日付け薬食監麻発第 0330001 号「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う医薬品、医療機器等の製造管理及び品質管理（GMP／QMS）に係る省令及び告示の制定及び改廃について」第 4 章 第 4 減菌バリデーション基準（以下「減菌バリデーション基準」という。）
- ・ 平成 10 年 3 月 31 日付け医薬審第 353 号「エチレンオキサイドガス滅菌における残留ガス濃度の限度値の取扱いについて」（以下「残留ガス濃度の限度値」という。）